

○千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則

新	旧
<p>千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則 昭和三十八年四月一日 規則第二十一号</p> <p>改正 昭和四七年 四月二二日規則第昭和五三年 四月 一日規則第 二九号 一八号 昭和六二年 四月 一日規則第 三八号</p> <p>千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号。以下「法」という。）の施行に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (救護の通知)</p> <p>第二条 市町村長は、法<b>第三条（法第八条第二項において準用する場合を含む。）</b>の規定により知事に通知する場合には、行旅病人等救護通知書（別記第一号様式）によらなければならない。 (行旅死亡人の取扱通知)</p> <p>第三条 市町村長は、法<b>第十条</b>の規定により知事に通知をする場合には、行旅死亡人取扱通知書（別記第二号様式）によらなければならない。 (費用弁償の請求)</p> <p>第四条 市町村長は、法<b>第五条（法第八条第二項において準用する場合を含む。）</b>又は第十三条第一項の規定による費用の弁償を県に請求する場合には、行旅病人（死亡人）費用弁償請求書（別記第三号様式）に次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 費用計算書（別記第四号様式） 二 市町村費の繰替払いに対する領収書の謄本 三 行旅病人にあつては診療報酬請求明細書の写し、行旅死亡人にあつては診療報酬請求明細書の写し又は検視調書の写し 一部改正（昭和六二年規則三八号） (費用の限度)</p> <p>第五条 法第十五条第一項の規定により市町村費で繰替えをすべき費用の種目及びその限度は、別表のとおりとする。</p>	<p>千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則 昭和三十八年四月一日 規則第二十一号</p> <p>改正 昭和四七年 四月二二日規則第昭和五三年 四月 一日規則第 二九号 一八号 昭和六二年 四月 一日規則第 三八号</p> <p>千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号。以下「法」という。）の施行に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (救護の通知)</p> <p>第二条 市町村長は、法<b>第三条第一項</b>の規定により知事に通知する場合には、行旅病人等救護通知書（別記第一号様式）によらなければならない。 (行旅死亡人の取扱通知)</p> <p>第三条 市町村長は、法<b>第十条第一項</b>の規定により知事に通知をする場合には、行旅死亡人取扱通知書（別記第二号様式）によらなければならない。 (費用弁償の請求)</p> <p>第四条 市町村長は、法<b>第五条又は第十三条第一項</b>の規定による費用の弁償を県に請求する場合には、行旅病人（死亡人）費用弁償請求書（別記第三号様式）に次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 費用計算書（別記第四号様式） 二 市町村費の繰替払いに対する領収書の謄本 三 行旅病人にあつては診療報酬請求明細書の写し、行旅死亡人にあつては診療報酬請求明細書の写し又は検視調書の写し 一部改正（昭和六二年規則三八号） (費用の限度)</p> <p>第五条 法第十五条第一項の規定により市町村費で繰替えをすべき費用の種目及びその限度は、別表のとおりとする。</p>

新

一部改正〔昭和六十二年規則三八号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 行旅病人及死亡人ニ関スル費用ノ限度(明治三十二年県令第四十七号)は、  
 廃止する。

附 則(昭和四十七年四月二十一日規則第二十九号)  
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十三年四月一日規則第十八号)  
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十二年四月一日規則第三十八号)  
 この規則は、公布の日から施行する。

~~附 則(令和四年三月三十一日規則第 号)~~  
~~この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、~~  
~~公布の日から施行する。~~

別表(第五条)

種目	限度
一 医師診察料、手術料、入院料、看護料、 往診料及び診断書料 並びに薬価及び療養 に関する必要品費	<del>診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省 告示第五十九号)の規定を準用して算定した額。</del> ただし、算定方法に定めのないものについては、 その実費とする。
二 出産費	生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号) による出産扶助の基準額の範囲内とする。
三 食料 (削る。)	必要最少限度の額
四 番人費	必要最少限度の額
五 被服及び寝具料	必要最少限度の額
六 行旅病人又は行旅 死亡人のため特に要	必要最少限度の額

旧

一部改正〔昭和六十二年規則三八号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 行旅病人及死亡人ニ関スル費用ノ限度(明治三十二年県令第四十七号)は、  
 廃止する。

附 則(昭和四十七年四月二十一日規則第二十九号)  
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十三年四月一日規則第十八号)  
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十二年四月一日規則第三十八号)  
 この規則は、公布の日から施行する。

別表(第五条)

種目	限度
一 医師診察料、手術料、入院料、往診料 及び診断書料並びに 薬価及び療養に関する必要品費	<del>健康保険法の規定による療養に要する費用の 額の算定方法(昭和三十三年厚生省告示第百七 十七号)を準用する。ただし、算定方法に定め のないものについては、その実費とする。</del>
二 出産費	生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号) による出産扶助の基準額の範囲内とする。
三 食料	必要最少限度の額
四 看護料	<del>生活保護法による保護の基準(昭和二十八年 厚生省告示第百五十八号)別表第四に規定する 健康保険の看護料の算定方法の例によつて知事 が定めた看護のための費用の額の範囲内とす る。</del>
五 番人費	必要最少限度の額
六 被服及び寝具料	必要最少限度の額
七 行旅病人又は行旅 死亡人のため特に要	必要最少限度の額

新		旧	
<p>七 薪炭油費</p> <p>八 借家料及び小屋掛料</p> <p>九 護送及び運搬に関する諸費（死体運搬費を除く。）</p> <p>十 葬祭料（死体検案料、死亡診断書又は検案書料、死体運搬費、人夫費、棺代、墓標費等）</p> <p>十一 公告料</p>	<p>必要最少限度の額</p> <p>必要最少限度の額</p> <p>生活保護法による葬祭扶助の基準額の範囲内とする。</p> <p>実費。ただし、官報又は一新聞とし一件一回に限る。</p>	<p>八 薪炭油費</p> <p>九 借家料及び小屋掛料</p> <p>十 護送及び運搬に関する諸費（死体運搬費を除く。）</p> <p>十一 葬祭料（死体検案料、死亡診断書又は検案書料、死体運搬費、人夫費、棺代、墓標費等）</p> <p>十二 公告料</p>	<p>必要最少限度の額</p> <p>必要最少限度の額</p> <p>生活保護法による葬祭扶助の基準額の範囲内とする。</p> <p>実費。ただし、官報又は一新聞とし一件一回に限る。</p>
全部改正（昭和六二年規則三八号）		全部改正（昭和六二年規則三八号）	

第一号様式（第二条）

（改正後）

行旅病人等救護通知書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

行旅病人等を救護したので、行旅病人及行旅死亡人取扱法第3条（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり通知します。

- 1 氏名、年齢及び性別
  - 2 本籍及び住所（国籍及び在留資格）
  - 3 住所（居所）出発の年月日及び経過地並びに旅行の目的
  - 4 発病年月日及び場所
  - 5 病名及び病気の状態
  - 6 救護の状況
  - 7 治療を要する期間
  - 8 所持品
  - 9 親族の住所、氏名及び続柄並びに引取りの有無
  - 10 同伴者の住所、氏名及び年齢並びに続柄
- 注 外国人の場合は、「6 救護の状況」に所属国領事への協力依頼の結果を付記すること。

第一号様式（第二条）

（改正前）

行旅病人等救護通知書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 印

行旅病人等を救護したので、行旅病人及行旅死亡人取扱法第3条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 氏名、年齢及び性別
  - 2 本籍及び住所（国籍及び外国人証明書登録番号）
  - 3 住所（居所）出発の年月日及び経過地並びに旅行の目的
  - 4 発病年月日及び場所
  - 5 病名及び病気の状態
  - 6 救護の状況
  - 7 治療を要する期間
  - 8 所持品
  - 9 親族の住所、氏名及び続柄並びに引取りの有無
  - 10 同伴者の住所、氏名及び年齢並びに続柄
- 注 外国人の場合は、「6 救護の状況」に所属国領事への協力依頼の結果を付記すること。

第二号様式（第三条）  
（改正後）

行旅死亡人取扱通知書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

行旅死亡人を取り扱ったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法第10条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 氏名、年齢及び性別
- 2 本籍及び住所（国籍及び在留資格）
- 3 人相及び特徴
- 4 取扱いの状況
- 5 着衣及び所持品
- 6 死亡年月日及び場所
- 7 死亡の原因
- 8 検視年月日
- 9 死体検案の年月日
- 10 火葬又は埋葬の年月日及び場所
- 11 官報又は新聞の公告年月日

注 外国人の場合は、「4 取扱いの状況」に所属国領事への協力依頼の結果を付記すること。

第二号様式（第三条）  
（改正前）

行旅死亡人取扱通知書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

印

行旅死亡人を取り扱ったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法第10条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 氏名、年齢及び性別
- 2 本籍及び住所（国籍及び外国人証明書登録番号）
- 3 人相及び特徴
- 4 取扱いの状況
- 5 着衣及び所持品
- 6 死亡年月日及び場所
- 7 死亡の原因
- 8 検視年月日
- 9 死体検案の年月日
- 10 火葬又は埋葬の年月日及び場所
- 11 官報又は新聞の公告年月日

注 外国人の場合は、「4 取扱いの状況」に所属国領事への協力依頼の結果を付記すること。

第三号様式（第四条）

（改正後）

行旅病人（行旅死亡人）費用弁償請求書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

行旅病人（行旅死亡人）に関する費用の弁償金を千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法  
施行細則第4条の規定により、次のとおり請求します。

金 円

第三号様式（第四条）

（改正前）

行旅病人（行旅死亡人）費用弁償請求書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

行旅病人（行旅死亡人）に関する費用の弁償金を千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法  
施行細則第4条の規定により、次のとおり請求します。

金 円

第二号様式（第三条）  
（改正後）

行旅死亡人取扱通知書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

行旅死亡人を取り扱ったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法第10条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 氏名、年齢及び性別
- 2 本籍及び住所（国籍及び在留資格）
- 3 人相及び特徴
- 4 取扱いの状況
- 5 着衣及び所持品
- 6 死亡年月日及び場所
- 7 死亡の原因
- 8 検視年月日
- 9 死体検案の年月日
- 10 火葬又は埋葬の年月日及び場所
- 11 官報又は新聞の公告年月日

注 外国人の場合は、「4 取扱いの状況」に所属国領事への協力依頼の結果を付記すること。

第二号様式（第三条）  
（改正前）

行旅死亡人取扱通知書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

印

行旅死亡人を取り扱ったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法第10条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 氏名、年齢及び性別
- 2 本籍及び住所（国籍及び外国人証明書登録番号）
- 3 人相及び特徴
- 4 取扱いの状況
- 5 着衣及び所持品
- 6 死亡年月日及び場所
- 7 死亡の原因
- 8 検視年月日
- 9 死体検案の年月日
- 10 火葬又は埋葬の年月日及び場所
- 11 官報又は新聞の公告年月日

注 外国人の場合は、「4 取扱いの状況」に所属国領事への協力依頼の結果を付記すること。

第三号様式（第四条）

（改正後）

行旅病人（行旅死亡人）費用弁償請求書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

行旅病人（行旅死亡人）に関する費用の弁償金を千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法  
施行細則第4条の規定により、次のとおり請求します。

金 円

第三号様式（第四条）

（改正前）

行旅病人（行旅死亡人）費用弁償請求書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

行旅病人（行旅死亡人）に関する費用の弁償金を千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法  
施行細則第4条の規定により、次のとおり請求します。

金 円